

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は義母から勧められて、昭和46年4月ごろにA町役場へ出向き、国民年金に任意加入した。

国民年金保険料は、役場からもらった年金手帳を定期的に役場まで持参し、納付した都度、年金手帳にシールか日付入りのスタンプを押してもらっていたことなどを覚えている。

申立期間について、未加入、保険料未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入するとともに、昭和52年12月から54年8月までの間には定額保険料に加え、付加保険料も納付しているなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人が加入手続を行ったとするA町を始め、その後に転居した市町村における国民年金に係る手続内容や保険料の納付方法などに関して、申立期間当時の納付状況等と一致していることなど、申立人の証言内容は具体的かつ詳細であり、基本的に信用できる。

さらに、申立期間後の昭和51年度の国民年金保険料の納付記録について、申立人保管の国民年金保険料領収証と社会保険事務所保管の特殊台帳の記載内容に相違が見られることなど、社会保険庁等における申立人に係る保険料の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から同年9月まで

私は、昭和47年3月に他県からA町へ帰郷した折の役場での転入手続の際、職員から国民年金は強制加入だとの説明を受けたこともあり、加入手続を行ったと思う。

その時点で未納となった国民年金保険料については、納付方法の詳細は覚えていないが、後になってまとめて納付した。また、私の夫の転勤に伴ってA町を転出する際、役場で保険料の納付状況を確認した際にも、全部納付済みとなっていると言われた記憶がある。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫が被用者年金加入者であったことから、申立人は国民年金の任意加入をしていることなど、申立人は、国民年金制度への関心と保険料納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月26日付で払い出されているところ、A町保管の国民年金被保険者名簿では、申立期間直後の47年10月から48年3月までの保険料を、49年12月26日に過年度納付していることが確認でき、同日は特例納付の実施期間にも当たるとともに、申立人が記憶している保険料額は、特例納付の保険料額と一致していることから、申立期間について納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年7月までの期間及び47年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年7月まで  
② 昭和47年3月から同年12月まで

社会保険事務所では、両申立期間の私の国民年金保険料が未納であるとしている。

しかし、両申立期間については、未納保険料を納付するようにとの督促の郵便が来たので、それを持ち貯金から1万円を引き出し、この中から保険料としてまとめて7,000円ぐらいを納付した。この金額は、当時の私にとっては大金であり、また、まとめて納付したのは分割して払うことができることを知らなかったためと記憶している。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、社会保険事務所の電算記録等により、申立人が、国民年金へ任意加入し、保険料を前納していることなど、申立人の保険料納付意識の高さが認められる。

また、社会保険庁の電算記録等では、申立人の昭和42年7月から46年3月までの国民年金保険料は申請免除又は申請免除後の追納と記録されているが、一方でA市保管の国民年金被保険者名簿には、申立人が当該期間中に当たる45年8月に厚生年金保険への加入によって国民年金被保険者資格を喪失した旨記載されている上、同市保管の被保険者名簿には、申立人の前夫が死亡した46年3月3日の8日後の同年3月11日に、申立人が国民年金へ任意加入したとする記載があるにもかかわらず、社会保険事務所保管の特殊台帳には、申立人が42年7月20日に国民年金へ強制加入したとする旨の記載が確認できるのみであるなど、市と社会保険庁の記録に

<sup>そこ</sup>齟齬が見られる等、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

さらに、申立人が主張している、「申立期間の国民年金保険料としてまとめて7,000円ぐらいを納付した。」とする金額等の記憶や納付の経緯、申立期間の保険料が未納となった当時の事情等に係る記憶は鮮明かつ具体的であり、不自然な点は見当たらないなど、その主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで  
② 昭和52年4月から57年3月まで

申立期間①については、私が定期的に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、時期ははっきりと覚えていないが、自宅にA市職員の訪問を受け、「未納分を納めれば、将来満額の年金がもらえる。」と言われたため、当時同居していた私の義父が、私の保険料を一括して納付してくれたこと、及び納付金額は8万円ぐらいであったことを記憶している。

両申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人が申立期間①前後の国民年金保険料について、現年度で納付していることが確認できることから、申立人が当該期間のわずか3か月のみを未納のままとしておくことは不自然である。

一方、申立期間②については、申立人の義父が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が挙げた市職員が、申立期間②のうちの昭和52年10月から55年7月までの間、年金担当部署に在籍していることが確認できるものの、同人によると、「申立人の自宅へ訪問し、申立人の国民年金保険料を徴収した記憶は無い。」としており、申立人の主張を裏付けることはでき

ない。

さらに、申立人は、A市職員へ申立期間②の保険料を一括納付したと主張しているものの、申立期間②のうち、昭和55年7月から57年3月までの期間については、特例納付することが可能な対象期間ではないとともに、特例納付の保険料の収納機関は市町村ではなく、社会保険事務所であることから、申立人の主張内容は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月から 36 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 23 日から 38 年 12 月まで

社会保険庁の記録では、私の A 社の厚生年金保険の加入期間が昭和 36 年 5 月 1 日から同年 10 月 23 日までの 5 か月間しか無いとのことであった。

しかし、私は、昭和 35 年 12 月ごろから 38 年 12 月ごろまで、途切れることなく同社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社における当時の工場長及び複数の同僚の証言により、申立人が、期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことは推認することができるが、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたが、社会保険事務所が保管する被保険者名簿、被保険者原票等では、申立人の被保険者資格が昭和 36 年 5 月 1 日から同年 10 月 23 日までの間に確認できるのみであり、この期間の前後に当たる両申立期間中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠落も無いなど、申立人が被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A 社は昭和 61 年 12 月に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているなど、申立人の当該事業所における勤務期間

を始め、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であり、申立人の主張内容を裏付けることができない。

加えて、同僚は、「A社では当時、数か月間の試用期間があり、事業所への雇入れと同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」とも証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月ごろから 41 年 11 月 2 日まで

私は昭和 39 年 10 月ごろに A 社へ入社し、42 年 1 月 20 日に退職したにもかかわらず、社会保険事務所へ照会したところ、同社での厚生年金保険の加入記録は、申立期間中には無く、41 年 11 月及び同年 12 月の 2 か月間のみとされている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録には、申立人に係るものと見られる記録が、申立期間の途中に当たる昭和 41 年 4 月 28 日から 42 年 1 月 20 日までの期間で確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがわれるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社における事業所別被保険者名簿では、申立人の被保険者資格が昭和 41 年 11 月 2 日から 42 年 1 月 20 日までの期間で確認できるのみであり、申立期間中に、健康保険番号の欠番も無いなど、申立人が被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A 社では、当時の関係資料は保存されておらず、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているとともに、申立人が挙げた同僚二人へ照会したが、両者は既に死亡しているか又はその所在が不明であったため、申立人の主張を裏付ける資料が得られなかった。

加えて、現在の総務担当者及び当時の複数の同僚から、A 社では、従業員に

ついて入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったという証言を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。